

いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン 参加店舗募集要領

県では、電気料金の高騰に伴う家計負担の軽減及び家庭における省エネの促進を目的として「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	石川県（担当：生活環境部カーボンニュートラル推進課）
事業目的	電気料金の高騰に伴う家計負担の軽減及び家庭における省エネの促進を図る。
事業名称	いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン （以下「キャンペーン」という。）
事業内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	石川県内に居住する個人 ※法人・個人事業主は対象外です。
事業期間	【購入対象期間】 令和5年4月28日から令和6年2月29日まで ※上記期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交付申請受付期間】 令和5年4月28日から令和6年3月8日まで
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等の額	別表2のとおり
交付するポイントの種類	（1）キャッシュレス決済サービスのポイント （2）商品券等（JCBギフトカード、QUOカード）

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

キャンペーンの参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の（ア）から（カ）の要件を満たす必要があります。

【要件】

- （ア）石川県内に所在する家電を販売する実店舗（営業所等を含む）であること。EC店舗等は対象外とする。
- （イ）購入者の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、統一省エネラベル等の環境性能等について適切に説明をすること。
- （ウ）キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、購入者への説明、申請の補助・助言等）を行うこと。
- （エ）キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県（キャンペーン事務局）に報告すること。
- （オ）キャンペーンの実施に当たり、関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。
- （カ）購入者が、「うちエコ診断（WEB版）」を受診する際、必要に応じてサポートを行うこと。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する項目

2に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗は以下の事務を行っていただきます。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- （1）購入対象期間中、対象製品の購入者に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・身分証の提示等により、購入者が石川県民であることを確認する。
 - ・購入者にキャンペーンチケットを配付する。
 - ・当該購入に係るレシート（または領収書および納品書）に押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- （2）ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとしませんが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- （3）キャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、配布したキャンペーンチケットを回収し、返品対応書、対象となる購入製品のレシート（または領収書および納品書）・保証書のコピーとともに事務局に提出してください。

【その他、キャンペーン参加店舗として必要な事務】

- （1）参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のポスター、ステッカー等を来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。
- （2）本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://ishikawa-shoene.jp/>

(2) 登録・承認

登録申請のあった事業者について、キャンペーン事務局が適当と認める場合は参加店舗として登録します。

(3) 申請に当たっての注意事項

- ・この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。(やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。)
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続を原則とします。

5 その他

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ(よくある質問)を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

【参加店舗用コールセンター】

電話番号：076-231-3934

開設期間：令和5年3月30日(木)から

※土・日・祝日の対応可否については

ホームページをご確認ください。

対応時間：午前10時から午後6時まで

(別表 1) ポイント等交付の対象となる製品

品目	対象製品要件
エアコン	統一省エネラベル星 3 以上 ※令和 4 年 1 0 月 1 日以前の旧基準対象製品は統一省エネラベル星 4 以上
電気冷蔵庫	【容量 51 リットル以上 350 リットル以下】 統一省エネラベル星 2 以上かつ省エネ基準達成率 100%以上 【容量 351 リットル以上 450 リットル以下】 統一省エネラベル星 3 以上かつ省エネ基準達成率 100%以上 【容量 451 リットル以上】 統一省エネラベル星 4 以上かつ省エネ基準達成率 100%以上 ※容量 51 リットル未満の冷蔵庫はポイント等交付の対象外
テレビ	【19V型以上】 統一省エネラベル星 3.5 以上 【39V型以上】 統一省エネラベル星 2 以上 ※19V型未満のテレビはポイント等交付の対象外
LED照明器具	統一省エネラベル星 4 以上
エコキュート等	
エコキュート	統一省エネラベル星 4 以上 ※寒冷地仕様の場合は統一省エネラベル星 3.5 以上
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 (ハイブリッド給湯器)	年間給湯効率 116%以上 ※熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。また、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格 (JGKAS A705) で、年間給湯効率が 116%以上のものであること。

※いずれの品目においても、購入金額 (税抜) が別表 2 に定めるポイント等の額以上であることを要件とする。

(別表2) ポイント等の額

区分	能力・サイズ等	ポイント等の額
エアコン	～2.2kW	10,000
	2.5kW～2.8kW	15,000
	3.6kW～	20,000
電気冷蔵庫	51L～350L	5,000
	351L～450L	15,000
	451L～	20,000
テレビ	19V型以上	5,000
	39V型以上	10,000
LED照明器具	-	2,000
エコキュート等	-	40,000